

北杜市転入子育て世帯家賃補助金

# 転入子育て世帯を 応援します！

転入し民間賃貸住宅に居住する子育て世帯に  
家賃の補助を行います。

## 対象世帯

**15**歳未満の  
児童を含む  
転入世帯

令和5年4月以降に転入し、新  
たに民間住宅に入居する世帯

## 補助対象期間

連続する月  
最大

**12**ヶ月分

## 補助金額

家賃月額 $\frac{1}{2}$   
最大**2**万円 $\times$ /月  
 $\times$ 12ヶ月

最大**24**万円

※月額 $\frac{1}{2}$ は住宅手当を控除後  
※1,000円未満は切り捨て

【お問い合わせ/申請窓口】

北杜市役所  
子育て政策課総務企画担当

電話:0551-42-1332

FAX:0551-42-2335

# 北杜市転入子育て世代家賃補助金申請フロー

新たに民間住宅を賃貸契約して北杜市に転入した世帯で、15歳未満の児童と同居していますか？※当該児童の父母が婚姻している場合は、児童父母共に同居していること

はい

いいえ

対象となりません

契約した民間住宅の契約者は、児童の父または母のいずれかですか？

はい

いいえ

対象となりません

市税、市債務その他の徴収金に滞納はありませんか？

ありません

あります

対象となりません

生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていませんか？

はい

いいえ

対象となりません

過去に同補助金その他、北杜市子育て世代マイホーム補助金、北杜市結婚新生活支援補助金の交付を受けたことはありませんか？

はい

いいえ

対象となりません

今後も北杜市に定住する意思はありますか？

はい

いいえ

対象となりません

申請

申請を希望する方は、事前にご相談ください  
詳細は、北杜市ホームページをご覧ください



北杜市転入子育て世帯家賃補助金 計画書確認シート

申請者名 \_\_\_\_\_

No.	申請者 チェック	担当者 チェック	提出書類	備考
1			北杜市転入子育て世帯家賃計画書 (様式第1号)	以下のすべてを満たす世帯が対象です。 ○市内に定住する意思を持っている ○ <u>令和5年4月1日以降</u> に、転入し、 新たに賃貸借契約を結んで民間賃貸 住宅に入居した世帯 ○15歳未満の児童(15歳に到達した 日以後最初の3月31日までの間に ある子を含む)と父又は母が同居して いる世帯(児童の父母が婚姻している 場合には、父母のいずれも同居してい る世帯)
2			戸籍謄本	○15歳未満の児童と父母の関係がわ かる戸籍謄本
3			民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し	○賃貸借契約者は、児童の父又は母 ○賃貸借契約日は、 <u>令和5年4月1日 以降</u> ○対象となる民間賃貸住宅には、以下の ものは含まれません。 ・市営住宅及び県営住宅 ・社宅、官舎、寮等の給与住宅 ・親族が所有している住宅 ・家賃が月額15万円以上である住宅
4			住宅手当支給証明書(様式第2号)	○勤務先から住宅手当の支給を受けて いる場合のみ提出。勤務先(給与等の 支払い者)から証明を受けたものを、 提出してください。
5			その他	



様式第1号（第6条関係）

北杜市転入子育て世帯家賃計画書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所 北杜市

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり転入子育て世帯家賃補助金の交付を受けたいので、転入子育て世帯家賃補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 転入日	年 月 日			
2 世帯の構成				
	氏名	生年月日	年齢	勤務先
父		年 月 日		
母		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
3 補助対象家賃及び期間				
補助対象家賃 (月額)	家 賃 _____円…① 住宅手当 _____円…② 補助対象月額 (①-②) × 1/2 = _____円…③ (1,000円未満切り捨て、限度額2万円)			
補助対象期間	年 月 から 年 月まで ( 箇月分④)			
承認申請額	③×④= _____円			



4 同意及び確認欄 ※該当する項目に☑を記入	
申請者	<p>(1) 私は、次の事項に誤りがないことを宣誓します。</p> <p><input type="checkbox"/>市内に定住する意思を持っています。</p> <p><input type="checkbox"/>市税、市債務その他の徴収金を滞納していません。</p> <p><input type="checkbox"/>生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/>これまで北杜市転入子育て世帯家賃補助金、北杜市子育て世代マイホーム補助金及び北杜市結婚新生活支援補助金を受けたことはありません。</p> <p><input type="checkbox"/>勤務先から住宅手当を受給していません。</p> <p>(2) 私は、次の事項について、子育て世帯家賃補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>住宅手当の支給状況について勤務先に照会すること。</p> <p style="text-align: right;">署名（自署）</p>
配偶者	<p>(1) 私は、次の事項に誤りがないことを宣誓します。</p> <p><input type="checkbox"/>市内に定住する意思を持っています。</p> <p><input type="checkbox"/>市税、市債務その他の徴収金を滞納していません。</p> <p><input type="checkbox"/>生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/>これまで北杜市転入子育て世帯家賃補助金、北杜市子育て世代マイホーム補助金及び北杜市結婚新生活支援補助金を受けたことはありません。</p> <p><input type="checkbox"/>勤務先から住宅手当を受給していません。</p> <p>(2) 私は、次の事項について、子育て世帯家賃補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>住宅手当の支給状況について勤務先に照会すること。</p> <p style="text-align: right;">署名（自署）</p>

#### 5 添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住宅手当支給証明書（住宅手当の支給を受けている者に限る。様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類





様式第2号(第6条関係)

住宅手当支給証明書

( 年 月現在)

住 所	北杜市
氏 名	
住宅手当額	月額 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

給与等の支払者

所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

注意事項

- (1) 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- (2) 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- (3) 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。



## 北杜市転入子育て世代家賃補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進するため、本市に転入し民間賃貸住宅に居住する子育て世帯に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入子育て世帯 第6条の規定による計画書の提出をする日（以下「計画提出日」という。）において、本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている15歳未満の児童（15歳に到達した日以後最初の3月31日までの間にある子を含む。以下同じ。）と、その父又は母が同居している世帯をいう。ただし、当該児童の父母が婚姻している場合は、当該児童が父母のいずれとも同居している世帯でなければならない。
- (2) 民間賃貸住宅 市内において民間事業者により建築された一戸建て又は共同住宅であって、住居の用に供する家屋のうち、賃貸を目的とした家屋をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 市営住宅及び県営住宅
  - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
  - ウ 申請者又はその配偶者の2親等以内の親族が所有している住宅
  - エ 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。）
  - オ 家賃が月額15万円以上である住宅
- (3) 同居 住民基本台帳において同一世帯内に記載され、かつ、現に同一の生活費を共用している者と同一の住宅内で居住することをいう。
- (4) 家賃 賃貸借契約に基づく賃料（共益費、管理費及び附属施設使用料を除く。）をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象世帯」という。）は、転入子育て世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に定住する意思を持っていること。
- (2) この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後、新たに賃貸借契約を締結して本市に転入し、民間賃貸住宅に入居した世帯であること。ただし、

施行日以後、本市から転出し、転出日から1年以内に再度本市に転入した世帯を除く。

- (3) 児童（転入子育て世帯に属する15歳未満の児童をいう。）の父又は母のいずれかが民間賃貸住宅の賃貸借契約者（以下「賃貸借契約者」という。）であること。
- (4) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していないこと。
- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱（平成27年北杜市告示第69号）及び北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年北杜市告示第11号）による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象家賃）

第4条 補助金の対象となる家賃は、月額の家賃を単位とし、当該家賃の額（勤務する事業所から住宅手当が支給されている場合にあっては、これを控除した額とする。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象家賃の額に家賃の実支出月数を乗じて得た額とする。

2 前項の月数は、転入日の属する月（転入日の属する月の家賃が日割り家賃の場合にあっては、当該月の翌月）から連続する月とし、12箇月を限度とする。

（計画書）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯（以下「申請者」という。）は、北杜市転入子育て世帯家賃計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、転入日から3箇月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請者は、補助対象世帯に属する者のうち、賃貸借契約者とする。

（計画承認等）

第7条 市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、補助対象として認めるときは、北杜市転入子育て世帯家賃計画承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第8条 前条第1項の規定により計画の承認を受けた申請者（以下「補助承認者」という。）は、計画の内容等を変更し、又は計画を取り下げるときは、北杜市転入子育て世帯家賃計画変更（取下げ）書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市転入子育て世帯家賃計画変更承認書（様式第5号）により当該補助承認者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助承認者は、補助対象として承認を得た最終月の家賃を支払ったときは、北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、当該支払日から3箇月以内に、市長に申請しなければならない。

（1）家賃を支払ったことを証する書類

（2）住宅手当が支給されたことが確認できる書類（住宅手当の支給を受けている者に限る。）

（3）市税、市債務その他の徴収金の滞納がないことが確認できる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助承認者（以下「補助決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者、補助承認者又は補助決定者に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣して調査させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 この告示の廃止前に転入した補助対象世帯の補助金の交付については、この告示の失効後も、なお従前の例による。この場合において、第9条の規定中「当該支払日から3箇月以内」とあるのは「当該支払日から3箇月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで」と読み替えるものとする。